

災害時における相互協力に関する協定

甲	(自治町会名称)
乙	(集合住宅名称)
丙	葛飾区

上記の甲乙丙の間において、次のとおり災害時における相互協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、葛飾区内（以下「区内」という。）で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲乙相互に連携した災害対策を図るとともに、丙を含めた平時からの情報交換などを進め、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(協力要請)

第2条 災害が発生した場合において必要があると認めるときは、甲と乙は、それぞれに協力を要請するものとする。

(協力内容)

第3条 前条の規定による要請があったときは、特別な支障がない限り、次にあげる事項を行うものとする。

- (1) 区内で水害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広域に避難する時間的な余裕がないときは、乙は、甲の求めにより共用部分を、命を守るための一時的な避難場所として住民に無償で使用させる。
- (2) 区内で災害が発生し、区が指定した避難所を開設した場合は、甲は、乙の求めにより、避難所運営会議のメンバーとして、乙のマンションにおける在宅避難の状況などの把握に努めるとともに、避難所で得た情報の提供等を適宜実施する。
- (3) 区内で災害が発生し、それぞれに支援が必要な場合は、甲乙互いの備蓄物資・資機材の提供や人員の派遣など、相互協力し災害対応を行うものとする。

(共用部分の使用開始時期など)

第4条 前条第1号に定める共用部分の使用開始は、丙が避難指示を発令してからとする。ただし、大規模地震に伴う破堤など、丙が発令する避難情報を待ってからの避難では生命、身体及び財産に危険が生じるおそれがある場合は、この限りではない。なお、一時的な避難場所であることから、丙が避難指示を解除するなど、他の場所への移動が可能となった場合は、甲は速やかに共用部分から退去するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第5条 乙は、第3条第1号の規定により共用部分に避難してきた住民が、その者の責めにより引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(避難時の損害賠償責任)

第6条 甲は、第3条第1号の規定による避難時において、乙の施設を毀損しないよう努めるものとする。なお、避難時の毀損に関する原状回復については、甲乙丙が協議して行うものとする。

(活動支援)

第7条 丙は、地域防災力の向上を目指し、災害発生前に甲乙が連携して取り組む事前対策等に対し、必要に応じて支援するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙丙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長し、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都葛飾区 (自治町会所在地)
(自治町会名)
代表者 (代表者名) (印)

乙 東京都葛飾区 (集合住宅所在地)
(集合住宅名称)
代表者 (代表者名) (印)

丙 東京都葛飾区立石5丁目13番1号
葛飾区
代表者 区長 (区長名) (印)